

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、そ
の翌日
がと
る日
の翌日)

◇ 告 示
生活保護法による指定医療機関の辞退
生活保護法による医療機関の指定

昭和三十二年地籍調査事業計画の決定
旧慣使用林野整備計画の認可

保安林の指定の解除
解除予定の保安林

遊漁規則の変更の認可

土地改良区の設立の認可

土地改良事業計画の決定(二件)

土地改良事業計画の決定(二件)
解除の指定の一部改正

◇ 告 告
宅地建物取引主任者資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十一条第一項の規定に基づき、次の指定医療機関が指定を辞退したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条の規定により告示する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
市場 医 院	境港市湊町一五二番地	昭和五十三年五月二十一日

鳥取県告示第四百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福嶋整形外科医院	倉吉市伊木字中新田 二六二番地	昭和五十三年五月一日

鳥取県告示第四百九十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和三十二年における事業

計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
佐治村	大井、津無、古市及び森坪	昭和五十四年三月三十一日まで	九・八〇
泊村	石脇の一部及び原の一部	昭和五十四年三月三十一日まで	二・一〇

鳥取県告示第四百九十九号

智頭町長から申請のあつた奥西字塚地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十三年五月二十五日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字新川前二、二九三の三

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一、九五〇の四八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

用水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合

鳥取県八頭郡河原町大字長瀬二八番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第一号

(三) 認可に係る変更の内容

1 遊漁期間の変更

いわな及びやまめの遊漁期間を現行「四月一日から八月三十一日まで」から「三月一日から九月三十日まで」に改める。

2 遊漁料の額の変更

(1) 遊漁料の額を次のとおり改める。

ア さお釣、たも網及びやす類の漁具、漁法による遊漁に係る遊漁料の額を次の表のとおり引き上げる。

期 間	遊 漁 料	
	県 内	県 外
一年間	二、五〇〇円	五、五〇〇円
一日限り	一、〇〇〇円	一、五〇〇円

イ 中学生がアに掲げる漁具、漁法による遊漁をする場合の年間

遊漁料の額を現行「四〇〇円」から「五〇〇円」に引き上げる。ウアに掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法による遊漁に係る遊漁料の額を次の表のとおり引き上げる。

漁具、漁法	期 間	遊 漁 料	摘 要
鵜川	一年間	一人一統とし、遊漁証を有する者 六人以上	さお釣、たも網、ヤス類漁業に併用することができる。
		県 内 六、〇〇〇円 県 外 一、二、〇〇〇円	
川舟	一年間	一隻につき	
		一八三平方センチメートル未満 一八三平方センチメートル以上	
四っ手	一年間	三、〇〇〇円	
		五、〇〇〇円	

(2) 遊漁をしようとする者が当該遊漁の場所において漁場監視員に

納付するときの遊漁料の額を遊漁の区分に応じてそれぞれその者が組合事務所又は組合が指定する取扱所において納付すべき遊漁料の額の倍額とする。

3 その他

所要の規定の整備をする。

(四) 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和五十三年六月一日

二(一) 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

鳥取県西伯郡岸本町大字岸本二六三番地の一

(一) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第三号

(二) 認可に係る変更の内容

1 遊漁期間の変更

いわな及びやまめの遊漁期間を現行「四月一日から八月三十一日まで」から「三月一日から九月三十日まで」に改める。

2 遊漁料の額の変更

(1) 手釣、手押、さお釣、たも網及び投網の漁具、漁法による遊漁に係る遊漁料の額を、遊漁をしようとする者が組合事務所又は組合が指定する場所において納付するときは次の表のとおりとし、当該遊漁の場所において納付するときは同表の額の倍額とする。

漁具、漁法	期間		遊漁料	
	一日限り	一年間	県内	県外
さお釣及び手釣	一日限り	一年間	一、〇〇〇円	五、五〇〇円
	一日限り	一年間	一、五〇〇円	五、〇〇〇円
手押、たも網及び投網(さお釣及び手釣と併用することができ)	一日限り	一年間	一、〇〇〇円	五、〇〇〇円
	一日限り	一年間	一、五〇〇円	五、〇〇〇円

(2) (1)に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法による遊漁に係る遊漁

料の額を次の表のとおり引き上げる。

漁具、漁法	期間	遊漁料	摘要
流網、こい張網、地びき網	一年間	五〇、〇〇〇円	七月一日から八月三十一日までは、禁止する。
川(動力船は、除く。)	一年間	三〇、〇〇〇円	
いかだ類		三〇、〇〇〇円	

3 その他

所要の規定の整備をする。

(四) 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和五十三年六月一日

鳥取県告示第五百三三号

米子市福市一二六四伊塚浩ほか十五人の者から設立認可申請のあつた日野川左岸土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年五月二十四日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月九日付けで米子市福市一二六四伊塚浩ほか十五人の者から申請のあった県営で行う土地改良（五千石地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良（五千石地区ほ場整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十七日付けで気高町及び青谷町から申請のあった県営で行う土地改良（山東地区農道整備）事業に係る土地改良事業計

画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良（山東地区農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場及び青谷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百六号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廨の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十三年六月一日から施行する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県大山農地開発局 米子市糺町一丁目一六〇」を

「鳥取県大山農地開発局 米子市糺町一丁目一六〇」を
鳥取県中部農

地開発局 米子市糺町一丁目一六〇
業開発事業所 倉吉市巖城二七九」
に改める。

公 告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定により、昭和53年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和53年5月30日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者
- (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者

2 受験申込手続

(1) 申込受付期間

昭和53年9月4日(月)から同年同月8日(金)まで

(2) 申込みの方法

ア 申込受付場所

鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所

イ 提出書類

ウ 受験申込書

エ 受験資格があることを証明する書類(卒業証明書、実務経歴証)

明書等)

(ウ) 写真 2枚(申込み前3箇月以内に撮影した正面無帽、上半身の横4センチメートル縦4.5センチメートルのもの)

(イ) 住民票、抄本 1通

(3) 受験手数料

3,000円(受験申込書の所定欄に3,000円に相当する鳥取県収入証紙をはる。この場合、消印しないこと。)

3 試験の期日、場所等

(1) 期日

昭和53年10月22日(日) 13時から15時まで

(2) 場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

(3) 携行品

受験票、筆記用具

4 試験内容及び方法

宅地建物取引業に関し必要な知識について筆記試験により行う。

5 合格者の発表

昭和53年11月21日(火)に鳥取県公報に公告するほか合格者に通知する。

6 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。